

第4章

重点施策



第4章

重点施策

重点施策

1

お互いの顔の見える関係づくり

～地域住民間の交流の促進～

核家族化の進展やライフスタイルの多様化などにより、地域での人と人とのつながりは希薄化しつつありますが、道で子どもに声をかけたり、医療機関や地域の行事について情報交換したりといった、毎日の暮らしの中での関わり合いは、心強いものです。信頼関係の中で、悩みや困りごとを相談することもあります。挨拶を交わすだけでも関わりが生まれます。近所で暮らす者同士お互いの存在を知っていれば、万が一災害が発生したときにも助け合いがスムーズになります。非常時の協力のために、毎日の生活をより楽しく安心なものにするために、地域での交流を広げていきましょう。

【現状と課題】

- ① お互いに顔を知っていて、必要なときには自然に連絡や相談ができる「顔の見える関係」づくりを進めるためには、日頃から挨拶や会釈を交わし、お互いを意識し合うことが大切です。
- ② 自治会のご近所との交流を深め、地域の情報を得るのに役立ちますが、実態調査の結果から、自治会へ加入している人は約6割でした。
- ③ 実態調査結果から隣近所の関係について、挨拶をする程度の付き合いもなく、「ほとんど付き合いがない」という人が約1割いました。

【今後の方向性】

- ① 地域にはいろいろな人が暮らしています。お互いの生活スタイルや個性などの違いを尊重し合いながら、心地よい、隣近所との関係づくりを目指します。
- ② 隣近所との交流や助け合いにおいて、自治会は大きな役割を果たしています。自治会加入の魅力や活動状況等について市報やホームページなどで情報発信するなど、自治会への加入を呼びかけていきます。
- ③ 行事や取組を通して地域への関心が広がり、隣近所の人との交流が生まれることが多くあります。こうした地域の活動に役立つ制度や窓口に関する情報を提供したり、地域における活動内容を市報やホームページなどで広く紹介するなど支援します。
- ④ 地域での行事や取組が、小さな子ども連れの人や障がいのある人など誰もが参加できる内容になるよう、適切な配慮について啓発を進めます。
- ⑤ 団体間の交流も顔の見える関係につながります。地域で活動する様々な団体

や社会福祉施設、民間事業者等の交流の機会を検討します。地域で各種団体と連携して相談支援活動を行っているCSWが、各種団体に対して懇談会や定期的な情報交換の場を持つよう働きかけていきます。



コラム3

自治会への加入促進に向けて ～自治会活動の紹介～

今日、地域住民の自治会への加入率が年々減少してきており、私の所属している神境町自治会でも同様の状況になってきています。このままの状況が続けば自治会活動の衰退につながりかねないとの危機感を持ち、8年前から下記のような取組を根気よく続けてきました。

1. 全市一斉防災訓練の実施時期に、未加入世帯への防災訓練への参加を促す文書を約160世帯にポスティングしてきました。
2. 転入してこられたことが分かれば総務役員が家庭訪問をし、自治会への加入を勧誘してきました。
3. 「吹田まつり」や12月の「もちつきぜんざい大会」などの大きな行事の際は17か所の掲示板で参加を呼びかけ、会場の自治会館には「新規会員受付中」の看板を出して勧誘してきました。
4. 隔年に開催している「サマーフェスティバル」では、各自治会員世帯に500円分のチケットを配付し、フェスティバルへの参加を呼びかけるとともに、模擬店（焼きそば・フランクフルトなど）で利用してもらって自治会員への還元をしています。
5. 毎月実施している役員会でも、個々の役員が新規会員を増やしていくという意識をもって行動し、住民との関係づくりをするように働きかけてきました。



上記のような活動を地道に続けている中で、平成26年度は28世帯の方に自治会へ加入していただきました。

神境町自治会として最重点的に考えているのは、南海トラフ大地震が30年以内に70%の確率で発生するだろうと言われており、身の安全を確保するに当たっては近隣住民との協力が不可欠であることを文面に著し、未加入世帯への勧誘の取組を進めています。

市地域福祉計画推進委員会委員（吹三地区神境町自治会 会長）

藤 本 衛

地域で安心して暮らし続けるためには、お互いを理解し合い、助け合うことが大切です。車いすの方や小さな子ども連れの方にさりげなく道を譲ることができるかと素敵ですし、手話などもできると役に立ちます。障がいのある人もない人も、高齢者も子どもも、誰もが互いを尊重し、困っている人には何らかの援助ができるよう、福祉や人権について学びましょう。

子育てや介護などの問題を抱えたときには、福祉サービスの利用が大きな助けになります。普段から福祉サービスや相談窓口について知っていれば安心ですし、身近な人が困っているときには情報を提供することもできます。

【現状と課題】

- ① 今の暮らしに不自由がなく、福祉に関心のない人もいますが、地域では孤独死なども起こっています。生活に困難を抱える人も同じ地域に暮らしていることや、地域の福祉に関心を持つことが必要です。
- ② 「お互いさま」の対等な関係で支え合って暮らすために、人権意識と思いやりの心が大切です。
- ③ 日頃から福祉制度について知識を持ち、住民の間で情報交換をしていると、暮らしの備えを考える材料になりますし、必要な場面で福祉制度を活用することができます。

【今後の方向性】

- ① 高齢者や障がい者と接するうえでの知識や、地域で行われている支え合いの事例など、地域福祉に関する情報を市報すいたやホームページなどを通じて紹介していきます。また、商業施設など人が多く集まる場所で地域福祉を知ってもらう催しを行うことを検討します。
- ② 毎年開催している地域福祉市民フォーラムを、引き続き様々なテーマで企画し、広く地域福祉を考える場としていきます。
- ③ まなびの支援課の「出前講座」のほか、地域包括支援センターや吹田市社会福祉協議会の施設連絡会でも、講師を派遣し福祉サービスの内容等についての講座を行っています。関心のあるテーマについてグループで学習すると、意見交換もできます。マンション住民や PTA など様々な団体に利用してもらえよう周知します。
- ④ 吹田市社会福祉協議会ではボランティア等の協力を得ながら小中学生などを対象に「福祉教育」を行っています。子どもたちは、障がい者との交流や車いす体験などを通して、障がい者にどんなサポートが必要かを感じ取ってい

ます。大人も子どもも参加できる「夏の体験ボランティア」では、高齢者施設等での介助体験も行っています。こうした取組を支援していきます。



集会所などでご近所さんの気軽な学習会

私の住まいは、世帯数が100にも満たない築30年余りの小さな集合住宅です。住民の世代構成は、どちらかといえば、高齢の方が多い住宅です。

住宅には自治会組織はなく、住民同士が交流できるイベント等はありません。唯一、月に1度の一斉清掃の日が、多くの住民が顔を合わせる機会となっています。

数年前、住民有志によるボランティア組織が立ち上がりました。管理組合と連携し、住宅内でのボランティア活動を通じて、住民同士の交流の機会を作ることが目的としています。

これまで、低木剪定や花壇の世話、カメラ撮影・展示会、健康増進のための講座などの取組を行ってきました。とりわけ、多くの住民に参加いただいたのは、健康増進のための講座でした。

講座は、住宅の集会所で2回行いました。内容は、「認知症予防」「薬の基礎知識」で、吹田市や吹田市薬剤師会の出前講座によるものです。

当初、企画をしたものの、「興味を持っていただけるのか」「参加者が少ないのでは」という心配がありました。案内チラシを住宅内の掲示版に貼り出し、一斉清掃の際にお知らせするなどの努力を行いました。

その結果、いずれの講座も20名以上の参加があり、集会所がいっぱいになりました。楽しく勉強することができ、なにより、多くの住民の交流ができました。

普段、地域の集会所などでは、様々なイベントや講座などが開催されています。しかし、同じ講座が地域の集会所で開催されたとして、これだけ多くの住民が参加したとは考えにくいのが本音です。「じゃあちょっと行ってみようなか」とエプロン姿でも、つっかけでも出向ける自分たちの集会所だからこそ、興味を持って参加できたのではないかと思います。住民同士のつながりを構築していくことは、「地域」という大きな単位ではなく、「ご近所さん」という小さな単位での気軽さも重要な要素であると思いました。

市地域福祉計画推進委員会委員（吹田市介護保険事業者連絡会）

益 田 洋 平



コラム5

社会福祉協議会やボランティア連絡会が行う 小中学生を対象とした福祉教育

吹田市社会福祉協議会では、「地域とつながる福祉教育」をコンセプトとして、市内の小中学校からの依頼に基づき福祉教育の協力を行っています。福祉教育をとおして、地域の宝である子どもたちの主体性を引き出し、健やかな育ちを地域全体で支えていけるよう取り組んでいます。福祉教育にはCSWが積極的に関わり、プログラムの企画から学校と相談しています。福祉教育を通して学校が子どもたちに伝えたいことをくみ取り、体験型授業（車いす体験、アイマスク体験など）や講話型授業（障がいのある方の話など）を手段として、子どもたちが自ら気づき、考えるきっかけづくりに取り組んでいます。

福祉教育で子どもたちが「生きる力」をはぐくみ、こころ豊かに育つには、地域の多くの人々の力が必要です。CSWが普段から大切にしている地域のネットワークを活かし、地区福祉委員会やボランティアグループ、福祉施設など地域の人材や社会資源を学校とつなぐ役割を担っています。地域とつながる福祉教育を展開することで、さまざまな人と出会い、関わり、地域の一員である子どもたちと一緒に「誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくり」を目指していきます。合わせて、子どもたちが地域活動やボランティア活動への関心をもつきっかけをつくり、子どもたちの福祉への関心を高めていきます。一度の福祉教育で完結するのではなく、「自分たちにできることは何か」という学びを普段の生活の中で実践できる福祉教育をすすめています。

吹田市社会福祉協議会



地域では様々な団体が福祉活動に取り組んでいますが、活動の担い手づくりが大きな課題となっています。学生、仕事をしている世代、高齢者など、様々な世代へアプローチをする必要があります。また、募金や献血、ペットボトルキャップの収集などは、活動に参加する時間のない方でも行うことができる福祉活動です。地域福祉の裾野を広げるためには、より多くの人々が自分自身の協力できる範囲で主体的に関わっていくことが大切です。

【現状と課題】

- ① 福祉活動の担い手の高齢化が進んでいます。若い人は仕事や学業により地域福祉活動に参加する時間を確保することが難しい状況のようです。そうした中、特定の方が地域活動の多くを兼務している状況があります。
- ② 実態調査結果によると、地域活動に参加している人は約3割にとどまり、福祉ボランティア活動に参加している人はさらに少なく1割に満たないという状況でした。
- ③ 実態調査結果では、福祉ボランティア活動に参加していない理由の1番目は、「学業や仕事、家庭の介護等のため時間がない」で46.8%ですが、2番目は「知る機会がない(きっかけがない)」が29.9%でした。福祉活動に参加するきっかけの提供が求められます。

【今後の方向性】

- ① 地区福祉委員会によるひとり暮らし高齢者を対象としたふれあい昼食会などの地域福祉活動の様子をオープンにしたり、事例を紹介することなどで、住民が広く関心を持ち、気軽に参加してもらえるよう、周知に努めていきます。
- ② 短時間ボランティアや、特技を生かせるボランティアなど、多様な活動スタイルを提案していきます。
- ③ 市内にある大学に働きかけ、地域団体の活動への学生ボランティアの参加を呼びかけます。学生の参加により新しいアイデアが生まれたり、雰囲気を変化するなど活性化につながります。
- ④ 男性や学生にもボランティアへの参加を呼びかけます。子育てサロンの運営で男性が活躍している地区もあります。また、野外活動のリーダーや吹田まつりの運営スタッフ等で、青少年ボランティアの活躍の場をつくります。
- ⑤ 企業等が社会貢献としてボランティア活動に取り組もうとする機運が広がっています。事業所向けに活動事例を紹介するなどの支援を行います。

- 
- ⑥ 子育てサロンなどの交流を目的とした取組の運営ボランティアなどは、参加者がその場を楽しみ、参加を重ねるうちに、スタッフになることがあります。また、やりがいや楽しみを感じながらボランティア活動をしている人に誘われて、ボランティア活動に参加する例がよくあります。こうしたボランティアの輪の広がりを目指します。
 - ⑦ 赤い羽根共同募金や、吹田市社会福祉協議会の活動資金となる地域ふくし協力金などの募金活動について、募金の趣旨を丁寧に伝え、集まった資金の使われ方を具体的に広報するなど、募金の協力者が、地域福祉に貢献したことを実感できるように工夫します。



子育てサロン ～支えられて、支える側にも～

1990年代に入り、世帯は核家族化が進み、近所の関わりや地域の関係性の希薄化が問題視され、同時に子育てに関しては親のみで行い、他の家族や周囲からの支えがない親や育児の悩みを抱える家庭が増加する課題がでてきました。



このような時代背景や課題から、おおむね小学校区に一つある地区福祉委員会では、地域の中で育児が孤立しないよう、つながる場として「子育てサロン」を立ち上げました。子育てサロンは、参加者同士が顔見知りになり、育児の悩みを相談することができる情報交換や交流の場を目的に開催しています。サロンでは、初参加の方には福祉委員が声をかけたり、近くにお住まいの方を紹介したりすることで安心して参加ができます。参加者から「サロンに参加して友達ができた」「ここがきっかけで地域のつながりができました」「みんなと話ができることで息抜きになります」という声を聞きます。

ある地区では参加者の一人が、「子育てサロンでお世話になったので、自分ができることはお手伝いがしたい」と、サロンを卒業した後にスタッフとして協力しています。さらに、サロンでお手伝いするだけでなく、中心的に関わる方もいて、サロンを通じて、地域にお手伝いしたいという気持ちが自然に育まれ、担い手の育成につながる環境にもなっています。

自分たちの住む地域の身近なサロンに親子で参加することで、地域で孤立しない子育ての役割を果たすことに加え、地域活動への参加や担い手づくりの機会にもなっています。これからも時代の流れに応じて、子育てサロンは地域の居場所として活動を続けていきます。

吹田市社会福祉協議会





大学生等の参加 ～夢のファミリーフェスタ～

市内の民生委員・児童委員で構成している吹田市民生・児童委員協議会では、児童福祉の増進と児童の健全育成を図るための取組の一つとして、年1回「夢のファミリーフェスタ」を開催しています。

このイベントでは、小学生までの子どもがいる家族と一緒に楽しい時間を過ごせる場を提供しています。毎年、あれこれ頭を悩ませながら、趣向を凝らしたゲームやクラフトづくりなどを開催しています。



毎年人気のアートバルーンコーナーでは、平成26年度、関西大学の大道芸サークル「ジャグリま専科」の皆さんに協力していただきました。

民生委員とサークルの皆さんが世代を超えて一緒にコーナーを盛り上げるために、時には一緒に食事をしながら、何度も事前打合せを重ねて当日を迎えました。

サークルの皆さんは世代が近いこともあって、子どもたちに「何ができると思う？」などと話をしながらアートバルーンを次々に作っていました。中には民生委員も感心するほど高度なテクニックを持った方もいて、子どもたちは大学生のお兄さん、お姉さんが作り出す多彩なアートバルーンに大喜びしていました。会場のいたるところでアートバルーンを手に遊ぶ子どもたちの姿が見られました。

一緒にコーナーを担当した民生委員も、新しいバルーンの作り方を教わったり、



サークルの皆さんがうまく場を盛り上げている様子を見て、新たに刺激を受けたようです。

大学のサークルは毎年何人かメンバーが変わりますが、「来年も一緒にやりたいから、新しいリーダーさんに代わる時には絶対連絡してねー!」などという民生委員からの熱烈なアプローチのおかげもあって、翌年度も参加していただくことができ、大盛況でした。



これを機に、大学生の皆さんが地域福祉活動に興味や関心を持ってきて、少しでもこうした活動に参加してくれるようになると嬉しいですね。

市福祉総務課(吹田市民生・児童委員協議会事務局)

大規模災害発生時には「自分の命は自分で守る（自助）」や、「自分たちのまちは自分たちで守る（互助）」という考えを基本に行動し、被害を最小限にとどめることが大切です。市では、自力では避難することが困難な災害時要援護者に対して、安否確認や避難誘導などの支援が適切に行えるよう、地域の各組織との連携により、地域で支える安心・安全のネットワークづくりを進めています。

【現状と課題】

- ① 大規模な災害等が発生した場合には、地域住民や地域で活動する諸団体が連携し、災害時要援護者への支援を含めた避難支援活動が大切です。平常時から、助け合いの精神が醸成されるような関係づくりが必要です。
- ② 災害時には災害時要援護者自身も、自らの存在を知らせるための声やサインを送るなど、避難のための主体的な行動が求められます。日頃からどんな支援が必要かを周りの人に説明しておいたり、地域の防災訓練に参加するなど、備えが必要です。
- ③ 災害対策基本法の改正に伴い、平成 25 年（2013 年）8 月に策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、市町村に義務付けられた名簿の作成等の取組を進めていますが、この名簿を災害発生時に有効に活用するために、活用方法の検討が必要です。
- ④ 高齢者や障がい者等、一般の避難所での生活に支障がある人を受け入れるため、平成 24 年度（2012 年度）から福祉避難所の指定を進めています。今後、さらに指定を増やし、災害時の受け入れ体制を整える必要があります。

【今後の方向性】

- ① 災害発生時に災害時要援護者の避難支援活動を円滑に行うためには、平常時からのお互いに顔の見える関係づくりが基本になります。そのうえで、地域に合った災害時の具体的な行動について定めておく必要があります。その取組の支援策として、地域における安否確認や、避難・誘導訓練等の事例について情報発信します。
- ② 災害時要援護者名簿が有効に活用されるよう、名簿の取扱いや利用についての周知に努めます。
- ③ 民間施設も含めた福祉避難所の指定を進め、備蓄品を整備するとともに、それぞれの施設と協力して、「福祉避難所設置・運営マニュアル」の整備を進めます。



災害時要援護者への支援

「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」。防災・減災活動に取り組む際、このふたつのことが大切であると言われていきます。本市においても、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、市内各地で「自分たちの地域は自分たちで守る」を実践するために、様々な取組がなされています。



平成28年1月17日(日)、吹田市と吹田市自治会連合協議会の合同防災訓練が実施されました。千一地区では、千一地区自主防災協議会が中心となり、平成27年から中学生が防災訓練に参加しています。今回は、同地区にある18自治会のうち8自治会で、要援護者（障がいがあるなど、避難に何らかの支援を要する人）の避難支援に総勢13人の中学生が従事しました。中学生たちは、地区本部（千里第一小学校）で車いすを確保し、民生委員と合流して対象者宅へ向かいます。支援するのは、要援護者“役”の人ではなく、実際に体のどこかに不自由を抱える、正真正銘の要援護者です。8自治会のうち東原自治会では、中学1年生の2人が避難支援にあたりました。民生委員の案内で、戸建て住宅の前に到着しました。声をかけると、家族に手を添えられた、足が不自由な高齢者が玄関まで出て来ました。ふたりは、緊張した面持ちで車いすに対象者を乗せ、普段では気にならない道路の傾きや段差に注意して慣れない車いすを慎重に操作し、緊急避難集場所まで無事に避難支援を行いました。



通勤通学で大勢の人が地元地域を離れる屋間に災害が発生した場合、どのように避難支援活動や救助活動を行うかという問題があります。中学生の多くは地元中学校に通っています。一定の理解力と基礎体力を有する中学生は、災害時にとても大きな力になりうると期待されています。今後も、こうした取組が市内に広がり、参加した中学生と保護者が訓練につ

いて話を交わし、親子で防災意識を高めることで、「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」地域防災力の向上につながればと思います。

市福祉総務課

～権利擁護の推進と人権に関わる暴力の防止～

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など判断能力が不十分な方への権利擁護の推進が求められています。子どもや女性を暴力から守ることも必要です。権利擁護の制度充実や周知と合わせて、権利擁護の課題に地域住民が関心を持ち、思いやりのある対応をしたり、必要な場合には適切な通報をするなどみんなで関わることで、安心して暮らせる地域づくりにつながります。

【現状と課題】

- ① 認知症の方には、買い物やごみ出しなど日常生活のいろいろな場面で、温かい声かけが支えになります。家庭外でのトラブルや徘徊が見られた場合には、家族だけでなく、地域の方々の理解や協力が必要です。高齢者だけでなく、若年性認知症の方への配慮も重要です。
- ② 成年後見制度は、判断能力が十分でない方に対して、本人に代わって財産管理や介護サービス等の契約を行う法定代理人を定める制度ですが、相談や利用が増加しています。
- ③ 吹田市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業は、判断能力に不安のある方が自ら申し込み、日常的な金銭管理等の援助を受けるものですが、利用の待機者が恒常的に生じています。
- ④ 高齢者や障がい者、児童の虐待防止の取組について周知を図り、相談等の対応を進めています。それぞれ虐待防止マニュアルを活用し、対応スキルの向上に努めています。
- ⑤ 高齢者等が消費者被害にあう事例が発生しています。契約内容が複雑でわかりにくいことによるトラブルや訪問販売のほか、貴金属等を言葉巧みに安く買い取る訪問買取被害等も発生しています。
- ⑥ DV（ドメスティック・バイオレンス）は、夫婦など親密な関係にある相手からの暴力のことで、身体的、精神的、経済的、性的、社会的など様々な要素があります。深刻度が増し、被害者は逃げて別の土地で身をひそめて生活することも起こっています。

【今後の方向性】

- ① 認知症サポーター養成講座の開催や認知症地域サポート事業の実施等により、認知症についての理解を広げていきます。地域、事業者、学校の取組も後押ししていきます。
- ② 成年後見制度については制度内容についてホームページ等を活用して周知し、助成制度を整備し、サービスが必要となったときに適切に利用されるよう推

進していきます。

- ③ 吹田市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業に対しては、成年後見制度とは対象者が異なる権利擁護のサービスとして目的に合った運用を支援します。
- ④ 高齢者や障がい者、児童の虐待については、関係機関の連携により早期に発見し早期に関わることで状況を把握し、適切な対応に努めます。虐待に至る状況の分析も行うなど、予防の視点に立った専門的な取組を推進します。
- ⑤ 消費生活センターを中心に、高齢者等を消費者被害から守るための情報発信を進めます。
- ⑥ 本市では、女性に対するあらゆる暴力の防止と、児童虐待の防止を一体として取り組む「Wリボンプロジェクト」を進めています。この取組を広く市民に呼びかけ推進していきます。



Wリボンプロジェクト

本市では、平成23年(2011年)4月に、大阪府内の市町村で初めて、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ、「すいたストップDVステーション(DV相談室)」を開設し、総合的なDV防止対策を推進しています。

その取組の中で、DVと児童虐待が密接に関連していることを改めて認識し、一体的に防止対策を講じていこうと、女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルである「パープルリボン」と児童虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」を組み合わせ、吹田市オリジナルの「W(ダブル)リボンマーク」を考案しました。

そのマークを旗印に進めているDVや児童虐待などの防止の取組が「Wリボンプロジェクト」です。

毎年、「児童虐待防止月間」で「女性に対する暴力をなくす運動週間」のある11月を中心に、DVや児童虐待に関連する連続講座の開催や、DV被害者の自立支援事業などを実施している他、「Wリボンバッジ」の販売をとおして、「あなたはひとりではないSTOP Violence」というメッセージを伝えています。また、これらの事業の財源のための「ダブルリボンプロジェクト基金」を設立して寄附を募っています。

今後も、家庭や学校、地域など、社会全体に女性や子どもに対する暴力防止への深い理解と関心を広げ、DVや児童虐待など暴力のない「安心、安全のまち、すいた」の実現を目指します。

市市民部



第5章

基本的な施策



第5章

基本的な施策

施策の柱 1

公民協働による地域福祉活動の推進

(1) 地域で活動する諸団体への支援

【現状と課題】

- ① 民生委員・児童委員は、地域の身近な相談者として住民への支援を行っていますが、役割などはあまり知られていません。社会が複雑化する中で、民生委員・児童委員が直面する課題は、孤独死や虐待など多様化しています。民生委員・児童委員が活動しやすくなるよう、支援体制を整える必要があります。
- ② 地区福祉委員会では、「見守り・声かけ活動」などの個別支援活動や、ひとり暮らし高齢者のふれあい昼食会及び子育てサロン等のグループ援助活動を、地域の状況に合わせて活発に行っています。これらの地域福祉推進の核となる活動が継続的に行われるよう支援していくことが必要です。
- ③ 地区福祉委員や民生委員・児童委員、自治会のほかにも多くの組織が防犯や住民同士の交流などの活動を行っていますが、関係者以外にはあまり知られていません。
- ④ 犯罪や非行をした人の立ち直りを社会の中で見守り、地域の中で支えていく取組を「更生保護」といいます。地域では、更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会をはじめ、様々なボランティアが協力して活動に取り組んでいます。
- ⑤ 吹田市社会福祉協議会は市内の各種団体や事業所等で構成する地域福祉推進のための組織です。広報誌として「社協だより」や「こども社協だより」を発行するなど周知に努めていますが、認知度が低く、実態調査結果でも「名前も役割も知っている」という人は13%にとどまっています。若い年代ほど認知度が低くなっています。

【今後の方向性】

- ① 住民のみなさんが民生委員・児童委員を身近に感じられるように、役割や活動内容についてわかりやすく周知します。そうすることで、個々の委員が担当地域の中で親しみ、頼りにされ、活動がしやすくなることを目指します。民生委員・児童委員は地域住民から生活上の様々な相談を受けることから、研修の充実を図ります。また、「やりがい」をPRすることで、担い手づくり

への気運の醸成に努めます。

- ② 吹田地区保護司会は、平成27年（2015年）10月に保護司活動の拠点として更生保護サポートセンター吹田を開所しました。地域での犯罪防止に関する相談等に応じるほか、地域住民に向けた更生保護に関する情報発信を行っています。犯罪や非行をした人の立ち直りには、本人の強い意志だけでなく、地域住民の理解と協力が必要となります。地域において、更生保護に関する理解が広まるよう、啓発等に取り組んでいきます。
- ③ 吹田市社会福祉協議会が地域により浸透するよう、市報すいたなどを活用して周知を図ります。特に、若い年齢層を意識した内容や手法での情報発信に努めます。
- ④ 地域では、青少年指導員会や青少年対策委員会、体育振興会、PTA、高齢クラブなどの組織があり、直接的に福祉的な役割を担っていなくても、それぞれが目的に沿って活動することで、地域の活性化や支え合い、ひいては地域福祉の推進につながっている部分が多々あります。また、特定の病気や体験などの共通した課題を持つ人でつくる当事者組織なども地域で活動しています。こうした取組を広く周知します。
- ⑤ 地域団体が集まり、交流することで、新たな取組が生まれたり、既存の行事の意義が増すこともあります。そうした効果を目的に、団体間の交流を支援します。
- ⑥ 自治会は、ご近所付き合い、地域コミュニティの基本的な組織です。助け合いや見守りなどに取り組んでいるほか、自治会を中心に、地域の各種団体が連携している面もあります。こうした各種団体とのつながりについても広く紹介していきます。





民生委員・児童委員のやりがい

吹田市民生・児童委員協議会では、吹田市が行う子ども見守り家庭訪問事業に協力して、生後4か月の赤ちゃんへの訪問をしています。訪問では、主任児童委員や民生委員・児童委員が訪問し、行政のパンフレットを届けます。その際、応対くださるお母さん、お父さん等に赤ちゃんの様子や生活の状況で困ったことが無いかなどを伺います。特に1子目のご両親は、子どもに関する情報を聞かれることが多いため、保育園の待機児童の状況や幼稚園の場所等を民生委員として情報発信する必要があると考えています。

高齢者の見守りは、月1回ほど町内の巡回を行い、郵便受けに新聞等が必要以上に溜まっていないかなどを確認したり、道で会った際の挨拶などで元気にされている様子を確認しています。

敬老行事の案内状を届ける際には、できるだけご本人とお会いするようにしています。また、日常の様子や健康状態、緊急時の連絡先などを記入する安心・安全カードについての案内もするのですが、なかなか記入に賛同いただけず、災害時の安否確認等に不安がよぎります。この安心・安全カードの推進に力を入れる方法を模索する必要があると考えています。

子どもの見守りや敬老行事の案内状をお届けする際、オートロックのマンションへの訪問が不便です。入口のインターフォンで声かけをしますが応答がありません。これが警察ならば応答があると思います。現在の分譲マンションは表札も無く、管理人の方に聞いても個人情報に関することですのでお答えできませんとの返事が常です。今後の課題として考えねばならないと思います。苦慮することが多いですが、少しでもお役に立てばと考え活動を行っています。

市地域福祉計画推進委員会委員(吹田市民生・児童委員協議会)

入 江 政 治



グループホームの視察をしました

(2) みんなの居場所づくり

【現状と課題】

- ① 誰もが気軽に立ち寄ることができて、地域住民のヨコのつながりづくりができる場所のことを「まちの縁側」と呼んでいます。住民同士の会話の中から、暮らしの問題や課題を発見することができる機能もあります。身近な地域での「まちの縁側」づくりが求められます。
- ② 高齢者と世代の異なる市民が気軽に利用できる交流の場として、また、高齢者の引きこもり対策事業の実施拠点として「ふれあい交流サロン」を現在市内4か所に整備しています。また、子育てへの負担感を緩和するため乳幼児とその保護者が気軽に集い、交流できる場所として「子育て広場」を8か所整備しています。

【今後の方向性】

- ① 住民主体の「まちの縁側」づくりが、いくつかの地域で具体化しています。こうした事例を広く紹介しながら、地域における「まちの縁側」づくりを呼びかけていきます。
- ② ふれあい交流サロンの設置がされていないJR以南地域、千里山・佐井寺地域における開設の検討を進めていきます。
- ③ 吹田市社会福祉協議会の施設連絡会は、地域貢献を目的として組織されています。所属する民間福祉施設では、地域向けに施設の一部を開放していて、地域住民が集まり、交流する場となっているところがあります。こうした施設開放の周知、活用を図ります。



コラム11

福祉施設における気軽に立ち寄れる場所づくり

～いのこカフェタイムの取組～

いのこの里ではオープンの年(2000年)から、入居者の方やそのご家族を対象に毎週日曜日と水曜日にボランティア運営の喫茶店を開催しています。

当初から関わっているベテランのボランティアの皆さんをはじめ、これまで「うつ病」や「統合失調症」など精神疾患のある方も喫茶ボランティアとして受け入れ、リハビリとして社会復帰につなげる支援を行ってきました。障がい1級の方がリハビリ目的でボランティアに参加されたこともありました。また、カナダ人の留学生や、ネパールから来日された女性、大阪学院大学の留学生等、多様な方々をボランティアとして、また来客者として受け入れてきました。

厳選した豆を当日挽いた、おいしいコーヒーと、ボランティアの丁寧でやさしい対応が入居者の方にも、面会のご家族にも大変好評です。

この喫茶店を地域の皆さんにも開放し、喜んでもらえる集いの場になったらいいねとボランティアさんから声があがり、施設長とも検討を重ね、2015年4月から毎月第1日曜日に「いのこカフェタイム」を始めることになりました。

全国的に「認知症カフェ」が注目されていますが、いのこカフェタイムは認知症だけでなく誰でも気軽に立ち寄れて、ボランティアとしても関わることができる「ユニバーサルカフェ」をめざしています。

いのこの里の近隣でも、高齢化が進み独居や老世帯、自宅で介護されている世帯も非常に増えています。自宅で引きこもりがちの方も多いと思います。そのような方に気軽に利用して頂きたいと思っています。

いのこカフェタイムでは、毎回楽しい催しを準備しています。生のピアノ演奏やうたごえを楽しみます。6月には男性コーラス「フォーフラッシュ」のコンサート、12月には「安来節タイム、マジックとトークショー」などボランティアのイベントに大いに盛り上がりました。毎回平均10～15人が参加され常連の方も多いです。

「相談コーナー」も設け、ケアマネジャーが気軽に何でも受け付けています。



社会福祉法人こばと会 特別養護老人ホームいのこの里 施設長
山 本 智 光

(3) 安全対策（防災・防犯）の充実

【現状と課題】

- ① 近年、大地震や局地的な豪雨など予測不能な自然災害が発生しており、市民の防災に対する意識が高まっています。大規模災害発生時には公的な支援には限界があり、一人ひとりの自助や共助の行動が必要です。
被害を出さないようにする「防災」だけでなく、被害の発生を想定して、その被害がより小さくて済むように取り組む「減災」も重要です。防災や減災には、地域住民の日頃の備えや防災訓練などが役立ちます。
- ② 住民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の促進を図るため、自治会等を単位とする自主防災組織の結成を進めています。
- ③ 市民の防災意識を一層向上させるためには、リーダーとなる防災活動の担い手が求められていますが、地域ごとの温度差があるのが現状です。
- ④ 身近なところで発生する犯罪について、傾向や地域でできる防犯の知識を習得する講習会を実施しています。講習修了者は、地域で、防犯講座の開催や防犯活動の助言等に取り組んでいます。
- ⑤ 地域の危険箇所を表示した安心安全マップを、小学校 PTA の協力も得て、子どもたちとともに作成しています。
- ⑥ 子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったときに駆け込み、助けを求めることができるよう、地域の協力家庭（店舗・事業所等も含む）が「こども 110 番の家」の旗やプレート等を掲げています。
- ⑦ 青色回転灯を付けたパトロール車による巡回が地域団体によって行われており、住民に安心感を与えています。これらの防犯活動は継続性が重要ですが、担い手不足等の問題が生じています。

【今後の方向性】

- ① 出前講座の実施等により自主防災組織の大切さを啓発し、組織の結成と活動の活性化を図ります。
- ② 災害ボランティアセンターが必要なときに速やかに開設され、適切に機能するよう、吹田市社会福祉協議会とともに、設置体制やマニュアルの整備等を進めます。
- ③ 地域ごとに行われている青色防犯パトロールや見守り等の防犯活動を、市と地域、あるいは隣接する地域と地域の連携により活性化するなど、市全体の防犯力が高まるよう取組を進めていきます。
- ④ 防犯カメラの設置により、犯罪の抑止を図ります。プライバシーに配慮して適切に管理し、市民の安全を守るための設備として運用します。防犯灯や道路照明の適切な管理により、夜間の安全確保を推進します。



地域は地域で守る！ ～自主防災組織～

大災害になればなるほど、被害が市の広域におよぶため、行政がすぐ地域に駆けつける事が出来ない可能性があります。

阪神淡路大震災では、閉じ込めや生き埋め等で脱出できなかった方の98%は、家族や地域の方等により助け出されています。災害時には身近な地域の方の力が必要であり、有効な支援を受けるためにも平常時から地域での連携やつながりを作っておくことが重要となります。

「自主防災組織」は災害時に効果的に、また機能的に防災活動に取り組めるよう、日頃から地域の消火、救出、救助などの訓練等を行うための地域組織です。平成27年度（2015年度）現在、吹田市では自治会等の団体を中心に250を超える「自主防災組織」が結成され、地域で活躍しています。

災害時に課題となる要援護者の支援には、地域全体での協力体制が必要となります。小学校区単位で連合自治会を中心に、福祉や教育等、地域のあらゆる団体に関わる形で「自主防災組織」を結成し、要援護者の安否確認や避難支援等の訓練及び啓発活動に取り組んでいる地域もあります。

市危機管理室

自主防災組織訓練画像

●五月が丘地区



●千三地区



●吹一・吹六地区（西奥町）



●東地区（川園町）





災害ボランティアセンター

「地域福祉推進団体」として平時から住民主体でコミュニティの力を高める取組をしている吹田市社会福祉協議会は、吹田市内で災害が発生した場合、吹田市災害対策本部から連絡を受け、災害ボランティアセンターを立ち上げます。

災害発生直後は、警察、自衛隊、消防がまず人命救助を行い、電気、水道、ガスの復旧には、各専門機関や行政があたります。



吹田市社会福祉協議会が担う災害ボランティアセンターでは、各地から駆けつけるボランティアの受付をし、被災した住民のニーズに応じてボランティアを派遣するコーディネートを行います。

吹田市社会福祉協議会では、その役割が十分に果たせるよう、災害ボランティアセンターの運営シミュレーション訓練や研修を行っています。訓練では、地区福祉委員の方に、駆けつけたボランティア役となってもらい、また、ボランティア連絡会及びボランティア相談員の方には、吹田市社会福祉協議会職員と一緒に受付班、ニーズ班、マッチング班などの各班を担ってもらうなどし、実際の災害を想定した訓練をします。

平成26年には、大阪万博記念公園を会場に、北摂4市1町の社会福祉協議会職員が合同で災害ボランティアセンター運営の訓練を行いました。

また、大阪府社会福祉協議会からの依頼を受けて、他府県での災害ボランティアセンターの運営の応援や被災地でのボランティア活動に参加をしています。そのほか、大阪府内の多様な団体や他市町社会福祉協議会と「顔の見える関係」を構築するために、おおさか災害支援ネットワークに参画し、災害に関する情報共有やネットワーク作りに努めているところです。

今後、吹田市内でも多様な団体と連携を深めることを目的に、吹田災害支援ネットワークの開催を予定しており、災害に強いまちづくりを目指します。

吹田市社会福祉協議会



施策の柱 2

福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりと 総合的支援のネットワーク

(1) 相談・支援体制の充実

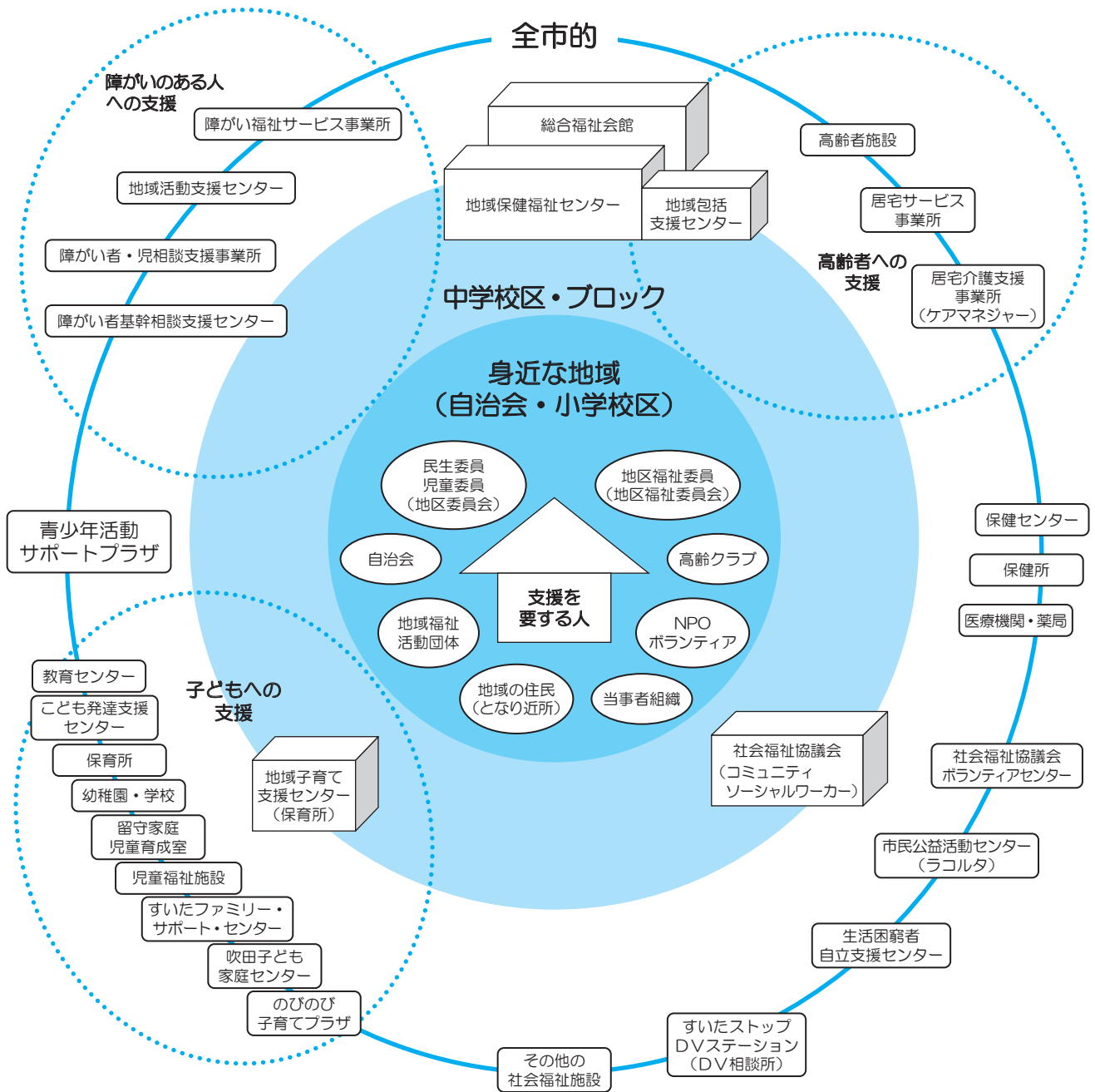
【現状と課題】

- ① 本市では様々な相談に応じるための窓口を設置していますが、窓口の種類が多いためわかりにくいという声があります。
- ② 介護保険法に基づく地域包括支援センターは、委託型センターを平成 24 年（2012 年）10 月に 7 か所、平成 28 年（2016 年）4 月に 3 か所増設し、合計 15 か所を整備します。

【今後の方向性】

- ① 「相談窓口一覧表」に示すとおり、本市では様々な相談窓口を設置しています。利用者にわかりやすいように、各窓口の違いや特性について周知に努めます。
- ② 各相談窓口において関係機関との連携を深め、必要な情報の共有と、緊急を要する際の速やかな対応が可能となるような体制構築を進めます。
- ③ 平成 24 年度（2012 年度）から障がい福祉室に設置している基幹相談支援センターについては、機能充実を目指して体制の強化を図ります。
- ④ 平成 27 年度（2015 年度）から開設した生活困窮者への相談支援窓口について、周知と機能強化を図ります。また、CSW との連携を進めます。
- ⑤ 引きこもりや DV（ドメスティック・バイオレンス）、虐待など、近年増加している問題に対しても、関係する窓口をとおして支援に努めます。
- ⑥ 各相談窓口において相談を受け、適切なサービスへつなぐ機能を強化するために、保健・医療・福祉の関係機関やサービス提供事業者、また、民生委員・児童委員や地区福祉委員会をはじめとする地域福祉団体が相互に連携する「ネットワーク化」を進めます。
- ⑦ 相談業務に携わる職員だけでなく、様々な職員が業務の中で、福祉サービスが必要な方には相談窓口へ案内できるよう職員研修を行っていきます。

図55 相談・支援体制のネットワーク



相談窓口 一覧 (市役所の担当窓口でも相談を受けています)

名 称	内 容
地域保健福祉センター	高齢者及び障がい者を対象に、地域生活に密着した保健福祉にかかる相談を受け、支援及びサービス提供をしています。
地域包括支援センター	高齢者を対象に、ニーズや相談を総合的に受け止め、適切な保健・医療・福祉、介護サービス等につなげる支援をしています。
障がい者基幹相談支援センター	障がい福祉室に設置しています。地域自立支援協議会の運営をはじめ、市内にある相談支援事業所との連携・調整などの広域調整を行うとともに、個別相談にも応じます。
生活困窮者自立支援センター	経済的な問題で困っている人、長く失業している人、引きこもりやニートで悩んでいる人、働いた経験がなく不安な人など、生活の問題を抱えている人の相談に応じ、自立に向けた支援を行っています。
すいたストップDVステーション (DV相談室)	配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ窓口です。被害者にとって最も身近な支援の窓口として、基本的な情報の提供や関係機関との連絡調整、継続的な支援といった総合的なDV(ドメスティック・バイオレンス)防止対策を実施しています。
CSW(コミュニティソーシャルワーカー)	CSWは地域の生活・福祉相談員です。地域に出向いて、特に対象者を限定することなく、暮らしや福祉に関する相談支援を行っています。福祉サービスの利用を案内したり、関係機関や地域の見守り活動につなぐなどしています。
のびのび子育てプラザ(子育て相談)	子育ての総合的な相談支援をしています。専用の相談室での相談のほか、電話相談でも受け付けています。
地域子育て支援センター(保育所)	市立の保育所12園と委託を受けた私立保育所では、子どもの遊び、生活、健康に関する経験を生かして子育て相談を実施しています。
吹田子ども家庭センター	子どもや家庭に関する相談、おおむね25歳までの青少年に関する相談、里親に関する相談を行っています。配偶者暴力相談支援センターを設置しています。
青少年活動サポートプラザ	引きこもりやニートなど、様々な悩みを抱える青少年が社会に踏み出すための総合的な相談支援を実施しています。



大阪しあわせネットワーク ～生活困窮者レスキュー事業～

吹田市社会福祉協議会施設連絡会(施設連)は、平成17年度に吹田市社会福祉協議会組織構成会員の民間の福祉施設が地域貢献を目的に設立し、現在82施設が地区福祉委員会と協働し活動しています。

大阪しあわせネットワーク(生活困窮者レスキュー事業)は、平成16年度から大阪府社会福祉協議会・老人施設部会が拠出金を出し合い、総合生活相談と経済的援助(平成16年～平成25年の実績:吹田市内142件767万円)を、生活困窮者を対象に行ってきました。平成27年度からは大阪府社会福祉協議会経営者部会及び各施設種別部会内の社会福祉法人(高齢・保育・障がい等)が拠出金を出し合い、それぞれの特徴や強みをいかした事業を展開しています。

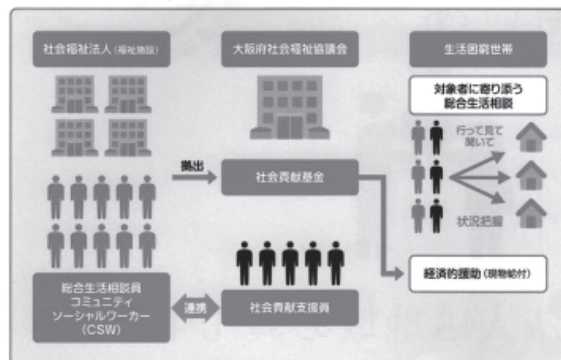
大阪しあわせネットワークは、各市町村で様々な形の支援を行っています。吹田市内では施設連が、このネットワークをさらに展開し、吹田しあわせネットワークとして、社会福祉法人だけでなく、NPO法人、株式会社等も含む同じ地域にある種別を越えた加入施設が支援の輪に入り、制度の狭間にある住民の声なき声をすばやくキャッチし、住民に寄り添った総合生活相談と緊急時の食材購入など現物給付による支援を実施していきます。

高齢・保育・障がい等の様々な職種の施設職員が各施設で培った経験をいかし、吹田で暮らす住人の誰もが安心して暮らせるまちづくりのお手伝いをしています。

吹田市社会福祉協議会施設連絡会

社会福祉法人の強みを活かしたワンストップの何でも総合生活相談 「生活困窮者レスキュー事業」

今日・明日食べるものがない、電気・ガスが止まってしまった…。失業、介護、障がい、虐待やDVなど、様々な“生活SOS”に対応する総合生活相談事業です。各種制度やサービスについて生活の安定をはかるとともに、緊急を要する場合は、食材の提供など経済的援助(現物給付)も行います。頼みの綱がここにあります。



支援事例

家族と別れ困窮状態にあった10代の青年に、職業訓練や若者支援の専門機関へ同行相談。時には親代わりとなってこまめに電話や面談で励まし、本人の就労への意欲をサポートし、就労自立につながった。

DVから逃れ、土地勘のない地域での新たな生活を始める母子家庭に対して、市域を越えてスムーズな連携支援を実施。不安に寄り添い、精神的なサポートを継続するとともに、施設や地元企業の協力で得られた洗濯機や冷蔵庫、炊飯器などの物品を支援。



安心サポート収集

市では、住み慣れた地域や家庭で引き続き安心して暮らしていくためのサービスの充実を図っています。

「吹田市安心サポート収集」は、高齢または障がい等により家庭系ごみを排出場所まで持ち出すことが困難な方を対象に、生活支援と負担軽減を図ることを目的とするごみの収集サービスです。決まった曜日に市職員が戸別訪問し、利用者自宅の玄関先でごみを収集します。

対象となる方は、市内に在住で次のいずれかに該当し、本人および同居の方が家庭系ごみを所定の排出場所まで持ち出すことが困難な方です。

1. 65歳以上で要介護2以上の認定を受けている方
2. 身体障がい1級又は2級の認定を受けている方
3. 知的障がいAの認定を受けている方
4. 精神障がい1級の認定を受けている方
5. 出産や、骨折などの傷病等の理由により一時的にごみの排出が困難になった方

上記のほか、市長が特に必要と認める方

申込みは、本人はもちろん、親族、福祉担当職員、民生委員・児童委員など、代理の方でも可能です。利用申込書は、環境部環境政策室、事業課、高齢福祉室、障がい福祉室、各地域包括支援センター、各出張所にあります。市のホームページからダウンロードすることもできます。

※ごみは市の「ごみの分け方」に沿って分別して排出をお願いします。

市事業課

～申し込み開始から収集開始までの流れ～

申し込み

必要な書類

- ・安心サポート収集利用申込書
- ・介助又は介護を要する程度が分かる書類の写し

受付

市環境部 事業課

〒565-0862 吹田市津雲台7丁目7番D138-101号

TEL06-6832-0026 FAX06-6832-0092

※郵送、FAXによる受付も可能です

現地訪問調査

市職員がご自宅を訪問し、申込内容、ごみ排出や収集などの状況を伺います。

安心サポート収集可否決定

申請・調査内容を審査し、安心サポート収集の可否決定をお知らせします。

(2) 関係機関の連携による総合的な支援体制の整備

【現状と課題】

- ① 複合的な課題があり、個別の専門性だけでは解決できない様々な相談や問題について関係機関の連携により解決に向けた検討を行うために、また、起こりうる課題については系統化した対応の仕方を確立するために、各種の連携会議が設置されています。

【今後の方向性】

- ① 地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現のため、取組を進めることが有効であると、平成27年（2015年）4月から介護保険法において設置が義務付けられました。従来から開催している地域ケア会議の実効性をより高めるため、新しい機能も果たすよう、体制整備等を進めます。
- ② それぞれの会議が専門性を持ち適切に機能するよう、体制や進行を工夫したり、他の取組を参考にするなど、さらなる効果的な運営に努めます。
- ③ 会議の効果を高めるために、福祉、保健、医療、教育、就労等の関係機関及び地域の諸団体の間で、情報共有等のネットワーク化を進めます。



各種連携会議 一覧

名 称	内 容
地域ケア会議	高齢者に対して介護・保健・医療・福祉サービス等を総合的に提供できるよう、援助に関わる関係機関のネットワークの構築を進めています。「報告会」「調整会議」「ブロック別会議」の3層構造で運営されています。
吹田市地域自立支援協議会	障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができる地域づくりのための組織。障がい者やその家族、事業者や保健・医療・福祉等の関係機関で構成しています。
吹田市児童虐待防止ネットワーク会議	関係機関による情報交換・情報共有を通じて有機的な連携を図りながら児童虐待防止の取組を進めています。
すいた市 DV 防止ネットワーク会議	配偶者等からの暴力の防止及び DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者の保護・支援を総合的かつ円滑に行い、DV防止対策の推進を図ります。
「社会的引きこもり」吹田市ネットワーク会議	青少年活動サポートプラザに設置。「社会的引きこもり」に対して支援を行っている吹田市内の各関係機関が相互に連携し、現状の把握や支援方策の検討を行っています。
生活困窮者支援調整会議	生活困窮者の自立に向けて、個々のケースに対して関係機関が集まり、支援プランの内容や方針の検討を行っています。
地域福祉問題調整会議	既存の制度では対応が難しい、制度の狭間にある問題について、解決に向けた方策を検討する場として設置しています。他の会議では対象としない事例を想定しており、主に CSW が抱える課題を検討します。

(1) コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の機能の充実

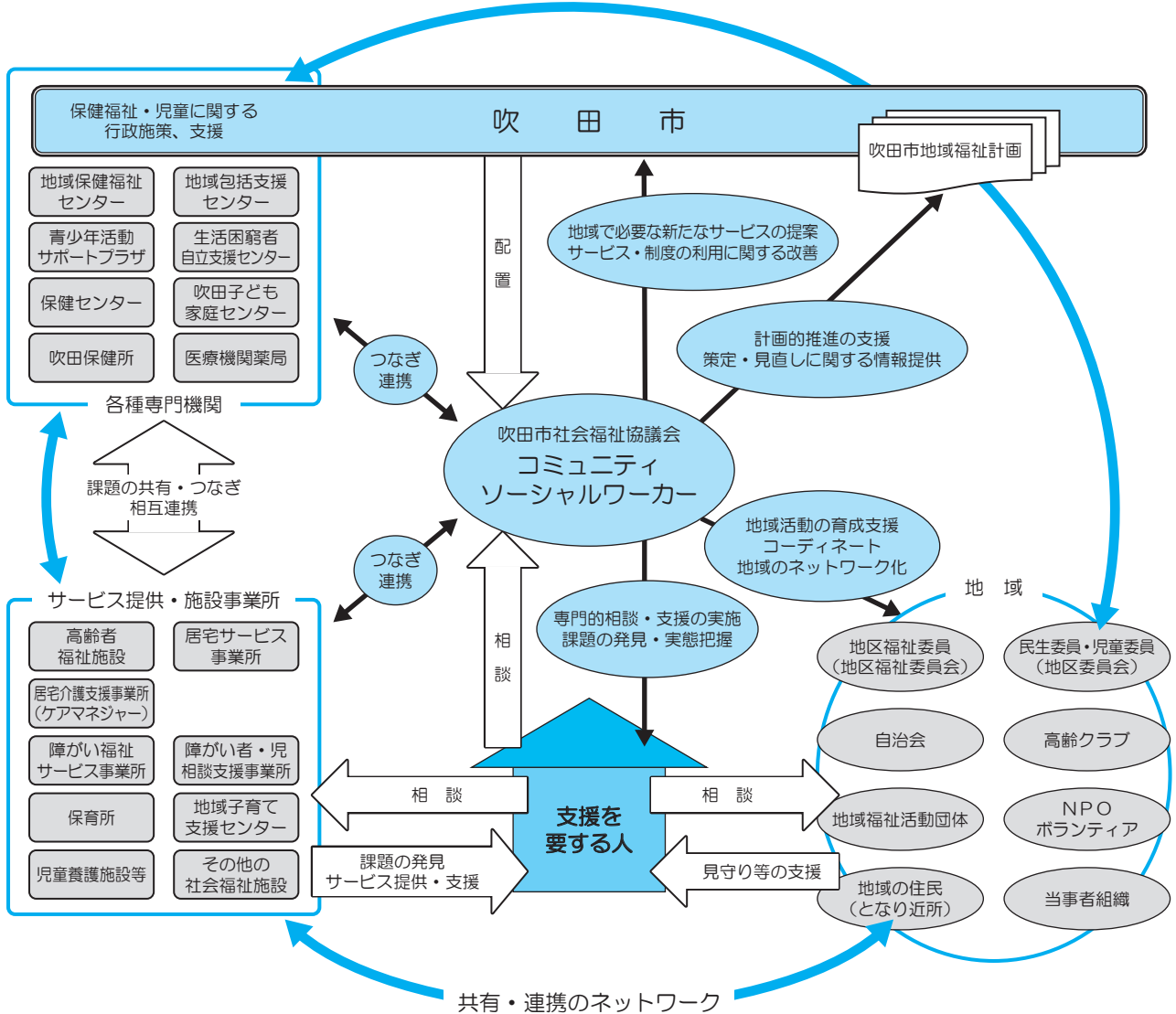
【現状と課題】

- ① 本市では、平成 18 年度（2006 年度）から地域における見守り・発見・つなぎの機能の強化を図るため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を、吹田市社会福祉協議会へ委託し配置しています。平成 20 年度（2008 年度）以降は 13 人の CSW が活動しています。
- ② CSW は、担当地域において生活や福祉の相談を受け、必要な福祉サービス等へつなぐなどしています。地区福祉委員会や民生委員・児童委員、自治会等の地域団体や地域包括支援センター等の関係機関との連携により、支援を必要とする人を発見したり、また、見守りが必要な高齢者への支援に地域の協力を得るなどしています。こうした連携により、地域において見守り、発見、重層的な支援等を行うセーフティネットが構築されるよう、CSW が中心になって取り組む必要があります。
- ③ CSW は、小地域ネットワーク活動をはじめとした地域住民活動への支援も行っています。CSW が関わることで活動が活性化してきたとともに、福祉活動に関わる人の間で CSW の存在が浸透してきました。
- ④ 実態調査の結果を見ると、CSW の配置と役割を知っている人は 6% で、役割は知らないが配置されていることは知っているという人を合わせても 18.6% と低くなっています。
- ⑤ CSW の業務を円滑かつ効果的に行うには行政機関等との連携が重要です。
- ⑥ 生活課題が多様化する中で、CSW に求められる課題解決力は高くなっていくと考えられます。

【今後の方向性】

- ① 支援が必要なときの相談窓口として CSW が広く知られるよう、市報すいたやホームページ等を活用して広報していきます。また、地域において各種団体の協力を得ながら行う活動や、個々の相談を通して CSW の浸透を図ります。
- ② 地域において各種組織の連携を図るコーディネーターとしての役割をより積極的に担えるよう、取組を強化します。また、新しい生活課題を解決するためのスキルアップや、平成 27 年度（2015 年度）から始まった生活困窮者への支援活動との連携に取り組みます。
- ③ 市職員と CSW とが会議などで情報交換を行い、互いの役割や業務について理解を深めます。また、連携が密になる仕組みづくりを進めます。

図56 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割





コミュニティソーシャルワーカーの活動状況や役割

平成18年度にコミュニティソーシャルワーカー（以下、CSW）が、吹田市地域福祉計画に基づいて社会福祉法人吹田市社会福祉協議会（以下、吹田市社協）に配置されて、10年が経ちました。この10年間に13人のCSWが計画的に配置され、現在は市内各ブロック（JR以南、豊津・江坂・南吹田、千里山・佐井寺、片山・岸部、山田・千里丘、千里ニュータウン）に2人と統括者1人が、相談支援活動に取り組んでいます。



吹田市社協は「地域福祉を推進する団体」として、各小学校区に組織された地区福祉委員会と共に地域福祉活動を推進しています。



CSWは、この地区福祉委員会活動をはじめとする様々な地域福祉活動の活性化を支援することで「住民同士の助け合い」をさらに推進します。また、地区福祉委員会活動等で把握した支援を必要とする個人に対して、適切な制度・サービスへの「つなぎ」の役割を担い、住み慣れた地域で安心して生活ができるようサポートします。



しかしながら、全ての困り事・悩み事が制度・サービスで解決されるわけではありません。必要に応じて、関係する住民、福祉施設、福祉団体、関係機関などと連携・協働して新たなネットワークや仕組みを構築することが、CSWに求められています。

CSWの相談受付で最も多いのが「住民などからの相談（住民、地区福祉委員、民生・児童委員、ボランティア）」で、約77%を占めています。相談対象者では「高齢者（一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯）」が約50%、相談内容では「福祉制度・サービスに関する相談」が約30%、対応内容では「助言や情報提供など」が約40%、となっています。

吹田市社会福祉協議会

(2) ボランティア、NPO活動の支援拠点の充実

【現状と課題】

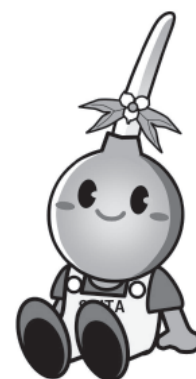
- ① ボランティア、NPO 活動を支援する拠点として、吹田市社会福祉協議会ボランティアセンターと吹田市立市民公益活動センター(ラコルタ)があります。
- ② 年3回発行しているボランティアセンターの「ボランティア情報すいた」や、年4回発行している市民公益活動センターのニュースレターを、より多くの人に見てもらうための工夫が必要です。
- ③ ボランティアセンターのボランティアコーディネーターとボランティア相談員は、ボランティアを求める人と、ボランティアをしようとする人のつなぎ役です。学識経験者から定期的に助言を受けるなど、スキルアップと機能強化を図っています。
- ④ 市民公益活動センター（ラコルタ）は、相談業務や各種講座の開催などのソフト面だけでなく、気軽に集まることができる交流スペースのほか、会議室や貸事務ブース、貸ロッカー、印刷室などを利用することができ、ハード面でも活動を支援しています。
- ⑤ ボランティアフェスティバルは同実行委員会の主催で、ボランティア団体間の交流及びボランティアに参加するきっかけづくりを目的に毎年開催しています。市も実行委員会の一員として参加しています。

【今後の方向性】

- ① より多くの人に利用してもらうために、市報すいた等を通じたボランティアセンターや市民公益活動センター（ラコルタ）の周知を一層進めます。
- ② 両施設の利用が広がるよう、事業者、青少年、高齢者など誰もが気軽に立ち寄ることができ、情報交換や交流がしやすい施設を目指します。
- ③ ボランティアセンターと市民公益活動センター（ラコルタ）の相互連携により、ボランティアの裾野が広がるような取組がなされるよう働きかけます。

ボランティア、NPO活動の支援拠点の概要

名 称	内 容
吹田市社会福祉協議会 ボランティアセンター	●設置主体：吹田市社会福祉協議会 ●設置場所：総合福祉会館内 ●内容：気軽に立ち寄れるボランティア活動の拠点として、昭和 63 年（1988 年）に開設しました。誰でも自分のできる範囲内でボランティア活動に参加できるよう各種ボランティア講座の開催やグループ活動の紹介、活動に関する情報の提供を行っています。
吹田市立市民公益活動 センター（ラコルタ）	●設置主体：吹田市（指定管理者管理施設） ●設置場所：千里ニュータウンプラザ内 ●内容：平成 24 年（2012 年）9 月に開設した市民公益活動を応援する施設です。市民の誰もが集える場として団体の相互交流や情報提供を行うとともに、相談など、市民公益活動をより円滑に行うためのサポートをしています。





吹田市ボランティア連絡会

吹田市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録しているボランティアグループが任意で集まり、自分たちの活動だけではなく吹田市内のボランティア活動がより活発になるよう仲間の輪を広げています。『広めよう・深めよう・ボランティア活動』をテーマに高齢者・障がい者・子どもから青少年を対象に五つのあい（ふれあい・学びあい・育ちあい・支えあい・悩みの分かちあい）をもって活動。現在、28グループで1,000人強が加入しています。平成28年度は30周年を迎えます。

また、大阪府市町村ボランティア連絡会に加入し、近隣の北摂の各市町とは情報や意見交換をして交流しています。

自分たちの活動とは

高齢者を対象 … 歌体操、介護予防体操・詩舞・詩吟、演芸、施設でのお手伝い等
障がいを持つ方を対象 … 点訳、音訳、精神障がい者の社会復帰のための援助等
子どもから青少年を対象 … 読み語り、クラフト・おもちゃ作り、子育てママの居場所作り等

吹田市ボランティア連絡会の主な活動

- ・講座、研修会の実施
- ・親睦交流会
- ・ボランティア情報すいた発行 年3回
- ・赤い羽根街頭募金
- ・みんなの健康展への参加
- ・吹田ボランティアフェスティバルへの参画
- ・定例会(月1回)・総会
- ・その他



ボランティア連絡会交流会
【“笑いヨガ”で福よ来い！来い！】



吹田市障がい者体育祭
【賞品の準備で大わらわ】



コミュニティサロン
【プルトップ選別、使用済み切手の整理】

<ボランティアセンターに協力>

- ・吹田市社会福祉協議会の福祉教育
車いす体験・高齢者疑似体験・アイマスク体験・点字体験・障がい者の方のお話等
- ・吹社協災害ボランティアセンター研修に参加
- ・ボランティア相談 コーディネーター(10名)
月～金 13時～16時。
月1回 コーディネーター会議
- ・コミュニティサロンでの使用済み切手・プルトップなど整理のお手伝い
第2・第4火曜日 13時～15時 総合福祉会館(出口町)
第1木曜日 14時～16時 夢つながり未来館(山田駅前)
- ・その他、府・市、施設等より吹社協ボランティアセンターにボランティア依頼のあるもの等

市地域福祉推進委員会委員(吹田市ボランティア連絡会会長)
中 谷 恵 子



市民公益活動支援拠点施設 市民公益活動センター（愛称 ラコルタ）

市民公益活動センター（愛称 ラコルタ）は、「市民公益活動の促進を図り、もって地域社会の発展に寄与すること」を目的に、平成24年（2012年）9月に阪急南千里駅前にオープンしました。ラコルタは、①市民公益活動を行うNPOやボランティアの活動を支援する ②社会に役立つことを始めようとする市民や事業者を増やす ③市民公益活動団体と教育・研究機関や行政との間で交流を深め情報を共有する ④市民公益活動を支援できる人材の育成を図り協働によるまちづくりを推進する等の4つの方針のもと、利用促進を図ってきました。

特に力を入れているのはこれから市民公益活動を担う人材の育成で、2つの事業を紹介します。「やってみたいの声に応えます！見つけよう！自分にあったボランティア！市民公益活動入門講座」は、開設当初より毎月開催し、毎回5名程度の参加者があり質疑に重点を置いています。平成27年（2015年）5月にスタートした6回連続講座「eNカレッジすいた」は、「何か活動をしてみたい」「人とつながりたい」等といった一人ひとりの思いをカタチに変え、ソーシャルな生き方について、講座やボランティア体験等をおし考える学び舎で、20代から60代までの25名が集まり、ラコルタスタッフが受講後の活動に関する相談対応もしています。年2回開催予定。ぜひ、気軽にのぞいてみてください。

出会う→集う→育てる→実る ラコルタであなたの新しい生き方を発見！

市民公益活動入門講座

2015年度	10月	11月	12月
月1回 全12回	20日(火) 19:00-20:30	18日(水) 10:30-12:00	17日(木) 13:30-15:00

2016年 1月22日(金) 夜、2月20日(土) 昼、3月13日(日) 昼

※月によって時間が異なります。詳しくはお問い合わせください。

【場 所】 ラコルタ（吹田市立市民公益活動センター）
 【内 容】
 ①市民公益活動・ボランティアって何？
 ②自分にあった活動の見つけ方
 ③市民公益活動の事例紹介など
 【講 師】 ラコルタスタッフ（対 象） どなたでも
 【申込み方法】 窓口・電話・FAX・メール

参加費 無料
 先着 10名様
 内訳は 毎回 異なります



「eNカレッジすいた」の講座

市市民自治推進室

(3) 交流の場、活動拠点の整備

【現状と課題】

- ① 下の表に示すように、各地域の身近にある施設が地域福祉活動に使用されています。
- ② 老朽化した地区公民館は順次改修工事などを進めています。あわせてバリアフリー化も進めています。
- ③ 地域福祉活動には収益の見込める活動はほとんどないため、費用の面からも会場確保が課題になることがあります。
- ④ 実態調査結果では、活動場所の1位は、自治会館・自治会集会所でした。

【今後の方向性】

- ① 豊津・江坂・南吹田地域、北千里地域はコミュニティセンターのない未整備地域であるため、今後設置について検討を進めていきます。
- ② 自治会活動の支援として行っている自治会集会所等の改修や整備に対する支援を、今後も継続します。
- ③ 活動場所の確保と合わせて、老朽化やバリアフリー化等の課題をクリアした施設であることが必要です。公共施設の改修や建替等の機会をとらえて、必要とされる機能と場所の確保を検討していきます。
- ④ 吹田市開発事業の手続等に関する条例（好いたすまいる条例）に基づき、マンション等の共同住宅を開発する事業者に対して集会施設の設置を求めるなど住宅開発時に地域活動の場が整備されるよう取り組みます。

地域福祉活動で使用する主な施設

施設名	整備状況
地区公民館	おおむね小学校単位で整備（29館、1分室）
地区市民ホール	津雲台、高野台、佐竹台、桃山台、青山台、藤白台、古江台、竹見台の8か所
コミュニティセンター	内本町、亥の子谷、千一、千里山の4か所
市民センター	千里、岸部、豊一、千里丘の4か所
山田ふれあい文化センター	山田東1丁目
吹田市文化会館メイシアター	泉町2丁目
吹田歴史文化まちづくりセンター 浜屋敷	南高浜町
小学校の教室開放	各小学校において多目的教室などを開放
自治会の施設（集会所など）	基本的に自治会が整備。形態や利用方法は様々

(4) 地域福祉活動への財政支援

【現状と課題】

- ① 地域福祉活動は非営利の活動であるため、財源の確保が難しく、活動を持続させていくための資金確保は課題のひとつです。
- ② 市では、地域福祉活動の一部に補助金を交付しています。主な財政支援策として、吹田市社会福祉協議会が行う地域福祉推進のための活動に対して交付する社会福祉活動補助金や、市民公益活動を積極的に支援し、育てることを目的とした市民公益活動促進補助金などがあります。

【今後の方向性】

- ① 地域福祉活動への財政支援を継続していきます。各団体の活動状況の把握に努め、支援を行っている意義や効果などについて情報発信します。
- ② 各団体が、補助金をより効果的に活用する工夫ができるよう、補助金の運用等について必要に応じて見直しを検討します。

地域活動への主な補助

名 称	内 容
社会福祉活動補助金	吹田市社会福祉協議会が行うボランティア活動の推進や、地区福祉委員会への支援など地域福祉の推進活動に対して補助しています。
地区福祉委員会への補助	市内の各地区福祉委員会の活動に対して補助金を交付しています。ひとり暮らし高齢者が対象のふれあい昼食会や、子育て中の親子が交流する子育てサロンなどの活動に活用されています。
民生・児童委員協議会への補助	吹田市民生・児童委員協議会が行う親子を対象とした夢のファミリーフェスタなどの行事や、福祉制度等について学ぶ自己研さん活動等に対して補助しています。
自治会活動補助金	住民相互の親睦と相互扶助の向上を目的とした自治活動を支援するために、地区連合自治会に補助金を交付しています。
市民公益活動促進補助金	市内で活動する市民公益活動団体が取り組む事業に対して補助しています。市民活動との協働によるまちづくりを促進する目的でいただいた寄附金を基にしています。
子育て広場事業への補助	乳幼児とその親の交流の場として「子育て広場」を設置・運営する団体に、補助金を交付しています。平成28年（2016年）4月現在で、8か所の子育て広場があります。

(5) 地域福祉活動を進めるための情報発信、福祉サービス利用に伴う情報提供の充実

【現状と課題】

- ① 地域福祉活動について関心を持ってもらうためや、地域福祉活動に役立ててもらうため、また、福祉サービスを知ってもらうためなど、いろいろな目的や内容の情報発信が必要です。
- ② 市役所の各所管ごとに情報発信がされていることが多く、関連する内容を整理して情報提供する工夫が必要です。
- ③ 市民が知りたい情報と、行政が伝えたい情報がかみ合わず、周知、啓発の効果が上がっていないものがあると考えられます。
- ④ 実態調査の結果では、暮らしや健康・福祉に関する情報の入手先（複数回答）で「市報すいた」を選択した人は 79.9%で、2 位の「自治会の回覧板や掲示板」29.8%の2倍以上でした。

【今後の方向性】

- ① 市報すいたやホームページ、広報番組、自治会の回覧板や掲示板など、様々な広報媒体を効果的に活用し、福祉サービスや地域福祉活動に関する情報を発信していきます。また、ホームページについては、スマートフォン利用者を意識した画面構成に努めます。
- ② 市役所の所管に関わらず、市民が見てわかりやすい、整理された情報発信となるよう努めます。
- ③ 地区福祉委員会向けに広報研修を行うなど、地域単位での情報発信が促進されるよう支援します。

(1) 高齢者に関する支援の充実

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、医療や介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援の各サービスが切れ目なく、一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に段階的に取り組みます。

【今後の方向性】

◆新しい介護予防・生活支援サービス事業の充実

- ① 平成 28 年度（2016 年度）から、介護保険法に基づき、全市域を担当する広域型生活支援コーディネーター 1 名を配置します。高齢者の多様なニーズに対応した、多様な主体による生活支援サービスを提供するため、ボランティア等の生活支援の担い手を養成・発掘する等の地域資源の開発や、そのネットワーク化を担います。
- ② 要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、平成 29 年（2017 年）4 月から介護保険の予防給付のうち訪問介護及び通所介護が、新たな介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」へ移行します。高齢者の日常生活における様々なニーズに対応できるよう、NPO や民間事業者等、多様な担い手による生活支援サービスの実施について検討します。専門的な支援が必要な方には、引き続き介護保険事業所が専門的なサービスを提供します。
- ③ 国が策定した介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン等を参考にサービス提供の仕組みづくりを行い、事業所や市民に対して制度の周知を図ります。また、NPO やボランティアなどの多様な主体による生活支援サービスの提供が円滑に進むよう、資源開発と体制の整備を図ります。

◆高齢者の地域での生活を支援するサービス・施設の整備

- ④ 介護が必要な状態になっても適切なサービスが受けられ、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らしていけるよう、市内を 6 ブロックに分けたサービス整備圏域ごとに施設や居宅サービス等の地域密着型サービスの整備に努めます。
- ⑤ 在宅生活を支援する福祉サービスや地域支援事業の充実に、関係機関や地域などとの連携を強化し、介護保険サービスとの整合性を図りながら取り組みます。
- ⑥ 介護予防を必要とする高齢者等の介護予防、生活支援を図るため、街かどデイハウスを運営する民間非営利団体等に対する助成を継続します。

◆高齢者の社会参加・生きがい事業の推進

- ⑦ 高齢者が自らの経験と知識を地域福祉活動や地域のまちづくりに生かすことができるよう、高齢者の社会参加を促進します。
- ⑧ 高齢者生きがい活動センターは、高齢者が健康や福祉についての情報を得ることができ、教養を深め、仲間づくりや世代間交流を通じて生きがいづくりを進める拠点です。ニーズに合った講座の実施や情報提供に努めます。



市民の花 さつき

(2) 障がいのある人に関する支援の充実

障がいのある人も、ない人も、ひとりの人間としてお互いに尊重し合うことが大切です。障がいの種別に関わらず、住み慣れた地域で、ひとりの地域住民として安心して生活できるようにすることが求められています。障がい者計画や障がい福祉計画に基づき、障がいのある人が地域社会で必要な支援を受けながら、一人ひとりのニーズに合った暮らしを送り、社会活動に参加しながら自己実現を図っていけるよう、環境を整えていくことが大切です。

【今後の方向性】

◆障がいのある人とともに生きる社会に向けた啓発・交流活動の推進

- ① 障がい者や、障がいの種別ごとの特性等について、正しい理解と認識を深めるための啓発を進めます。
- ② 障がいのある人の雇用や就労について、民間事業者や市民の関心をより一層深めるため、関係機関と連携し啓発活動を推進します。
- ③ 障がいのある人が、自分自身の地域での暮らしに対して積極的に意見を言うことができ、主体的に社会活動に参加・参画していけるように環境づくりを進めます。

◆障がいのある人を支える福祉サービス等の充実

- ④ ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービス、ショートステイ、グループホームなどの在宅生活・地域生活を支えるサービス基盤の整備・充実に努めます。
- ⑤ 障がいのある人の適性や能力を踏まえた就労訓練を行い、関係機関や企業との連携により雇用につなげていく就労支援体制づくりを推進します。企業での就労が困難な場合の訓練や活動の場となり、生きがいや社会参加の場ともなっている障がい福祉サービス事業所等の通所型施設についても、必要な整備と運営助成に努めます。

◆障がいのある人の生活の場の確保

- ⑥ 重い障がいがあっても吹田市で安心して暮らし続けたいとの願いのもと、重度障がい者の生活の場として寿町に「障害者くらしの支援センターみんなのき」の整備が進められています。この施設は、国の指針により市町村での整備が求められている地域生活支援拠点としての機能を持つもので、運営を支援します。

(3) 子どもに関する支援の充実

家庭や地域の育児力が低下し、子育ての負担感や不安感が増している中、孤立した子育てをなくし、地域の仲間とともに楽しく子育てできる環境づくりが求められています。子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域全体で子育てを支援し合い、子どもの健全な成長を支えるよう施策を推進していきます。

【今後の方向性】

◆地域における子育て支援の充実

- ① 地域の子育て支援の拠点としての役割を一層発揮できるよう、地域子育て支援センター事業の充実を図ります。子育てサークルに対して活動場所や子育てに関する情報の提供などを行うほか、親子が気軽に集い、育児についての相談などができる「子育て広場」に対して、引き続き支援をします。
- ② 妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して総合的に相談支援を行う拠点の整備を図り、相談・助言を行うとともに、地域の様々な関係機関との連携や調整等を行い、きめ細やかな切れ目ない支援に努めます（吹田版ネウボウ）。
- ③ 子どもを安心して預けることができるよう、ファミリー・サポート・センター事業や、保育所等での一時預かりを充実します。
- ④ 0歳から小学生までの幅広い子どもたちが安心していつでも利用できる拠点施設として児童会館・児童センターの事業の充実を図るとともに、整備されていない北千里地域の整備を検討します。
- ⑤ 小学校の運動場等を使用し、「こどもプラザ事業」として「太陽の広場」（主に水曜日の放課後や長期休業日）と「地域の学校」（土曜日）を行っています。子どもの居場所の充実となるこの取組を、今後も継続します。
- ⑥ 学校・家庭・地域団体・関係機関が連携し、互いに協働して地域社会全体で子どもの健全育成の取組の充実を図っていきます。

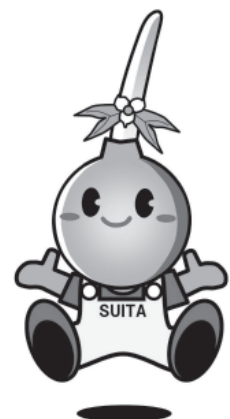
◆配慮を必要とする子どもや家庭への支援

- ⑦ 乳幼児健診等の実施により、障がいのある子どもや配慮を必要とする子どもの早期発見・早期療育に努めます。子どもの障がいに応じた療育と保護者への相談支援を、ライフステージに沿って、療育施設や保育所、幼稚園、学校などで継続して行います。
- ⑧ 児童虐待の未然防止や、被虐待児童・不登校児童に対する支援に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子ども家庭センターと連携を密にし、相談・支援体制の充実を図ります。
- ⑨ 青少年活動サポートプラザでは、引きこもりやニート等、様々な悩みを抱える青少年の社会参画に向けて、居場所の提供や自立支援講座の開催などの総

合的な支援を行います。支援にあたっては、関係機関との連携強化に努めます。

◆働くこと・育てることの両立への支援

- ⑩ 保育を必要とするすべての児童が利用できるよう、保育所等の整備に努めます。利用希望者の居住地により近い保育所等に通えるよう努めます。
- ⑪ 休日保育、病児・病後児保育の拡充を進め、子育て世帯の保育と就労の両立を支援するための環境整備を図るとともに、地域の需要を見極めながら、多様な保育ニーズに対応できるよう各種保育・子育て支援事業の充実に取り組みます。



(4) 生活困窮者への支援の充実

生活困窮者は、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある方々です。これまでは社会保険制度、労働保険制度と生活保護制度の狭間に置かれて十分な支援を受けられませんでした。平成 27 年（2015 年）4 月 1 日の生活困窮者自立支援法の施行により、生活困窮者の支援事業がスタートしました。生活困窮者は、経済的な困窮だけでなく、社会的な孤立など複合的な課題を抱えていることが多く、包括的に相談を聞き、相談者自らの意欲や想いを尊重しながら、状況に合った様々な支援へつなげていくことが重要となります。

【今後の方向性】

- ① 制度の周知を図るとともに、生活困窮者の中には社会的孤立により、直接相談に来ることが困難な方がいることが考えられるため、関係機関や地域の方と連携し、情報の収集を図り、生活困窮者の早期把握ができるよう努めます。
- ② 引きこもりにより、社会との関わりが希薄な方や、長期間就労をしておらず、生活習慣の確立が必要な方など、直ちに一般就労に就くことが困難な方に対しては、日常生活の自立や社会参加のための支援など、状況に応じた支援が必要となります。就労支援においても、支援付きの就業機会の提供を行う就労訓練事業（いわゆる中間的就労）は、新たな担い手を増やしていく必要があるため、地域の社会福祉法人などと連携を図っていきます。
- ③ 既存制度による支援のほか、地域が独自に行う見守り、声かけなどの福祉活動につなげるなど、吹田市社会福祉協議会や吹田市民生・児童委員協議会等とも連携し、生活困窮者支援を通じて、地域ネットワークの構築を行い、誰もが自立して共に暮らしていける地域づくりを目指します。

(5) 保健活動・医療体制の充実

「健康すいた 21（第2次）」は、健康増進計画、食育推進計画、歯と口腔の健康づくり推進計画の3つを総称したもので、「健康寿命の延伸」と「生活の質（QOL）の向上」を基本目標としています。全ての市民が健やかで心豊かに暮らせるよう、8つの分野を設定し取組を推進します。また、吹田市「健康・医療のまちづくり」基本方針に基づき、健康・医療のまちづくりを推進するとともに、いのちを守り、地域での暮らしを支える地域医療体制の充実に努めます。

【今後の方向性】

◆市民一人ひとりの健康づくりの推進

- ① がん・循環器疾患・糖尿病などのNCD（非感染性疾患）を予防するために、個人の生活習慣の改善や健康診査の活用など、市民一人ひとりが自らの健康づくりに主体的に取り組めるよう、環境整備に努めます。
- ② 健康診査や健康教育など成年期からの保健サービスの充実を図り、生活習慣病等の疾病予防により、健康寿命の延伸に向けた取組を推進します。15か所の地域包括支援センターに配置された保健師等の専門職員により、高齢者の健康や介護予防に関する相談を受けるほか、地区福祉委員会等と連携し、身近な地域での転倒予防や認知症予防の出前講座などを積極的に実施していきます。
- ③ 「食」は生きていくうえで欠かすことのできないものであり、命の源です。市民一人ひとりが健全な食生活を実現し、食文化の継承、健康の保持増進などが図れるよう、計画に基づき様々な取組を推進します。
- ④ 歯と口腔の健康は、歯科疾患の予防だけでなく全身の健康のためにも重要です。いつまでも自分の歯でかむことができ、豊かな生活を送ることができるよう、生涯を通じた口腔ケアの推進に努めます。

◆地域医療体制の充実

- ⑤ 日常的な診療、健康管理及び健康相談を行う「かかりつけ医」等の定着を推進します。
- ⑥ 重度の要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護の連携を推進します。
- ⑦ 平成30年度（2018年度）に独立行政法人国立循環器病研究センター及び地方独立行政法人市立吹田市民病院の移転を予定している北大阪健康医療都市（愛称：健都）を核とし、我が国の医療費の多くを占め、重度の要介護状態に直結しやすい循環器病についての予防医療や健康づくりに取り組むなど、健康・医療のまちづくりを推進します。

- ⑧ 地方独立行政法人市立吹田市民病院は、救急医療をはじめとする市民生活に不可欠な医療サービスの提供など、公立病院としての役割を果たすとともに、急性期医療を担う地域の中核病院として、診療所や病院との機能分担を図り、医療連携を強化していきます。また、北大阪健康医療都市に移転を予定している新病院では、隣接地に整備される独立行政法人国立循環器病研究センターとの医療連携も強め、より効果的で質の高い医療の提供を進めます。
- ⑨ 小児科医の確保が困難な中、本市を含む豊能医療圏の4市2町が設立した「豊能広域こども急病センター」において、引き続き広域的な小児救急の役割を担います。
- ⑩ 暫定的に保健センター内に設置している休日急病診療所について、恒久的な設置場所を含め、運営体制を整えます。



市民の木 くすのき

(6) 福祉サービスの質の確保

平成12年度（2000年度）から介護保険制度がスタートし、行政が福祉サービスの内容を決める措置制度から市民が必要なサービスを選択し、事業者・施設と契約を結ぶ方法に大きく変化しました。認知症や知的障がい、精神障がいなどのために福祉サービスの利用手続きがわからない、あるいは、複雑さからサービスの利用を拒否するなど、利用手続きに支障のある人にとってはなじみにくい制度となっています。市民が福祉サービスの利用契約に必要となる事業者の情報を容易に入手できる仕組みづくりや、適切な苦情処理体制の整備、優良な事業者の育成を図ることが重要です。

【今後の方向性】

- ① 各サービス提供窓口以外の苦情等に関する相談先として、市の福祉オンブズパーソン（福祉保健サービス苦情調整委員）制度や、大阪府社会福祉協議会の「運営適正化委員会」、介護保険制度の苦情を受ける大阪府国民健康保険団体連合会の窓口等について周知・普及に努めます。
- ② 介護相談員を介護保険施設等に派遣することにより、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、派遣を受けた介護保険施設等における介護サービスの質の向上を図ります。
- ③ 福祉サービス事業者に対して、公正・中立な第三者機関から客観的な評価を受ける「第三者評価制度」の導入、苦情解決に客観性を確保しサービス利用者の立場や状況に配慮した第三者委員の設置、並びに福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの整備について働きかけます。
- ④ 大阪府からの権限移譲を受け、平成24年度（2012年度）から市が社会福祉法人や福祉サービス事業者への指導監査を行っており、事業者による質の高い安定した福祉サービスが提供されるよう取り組んでいます。
- ⑤ 社会福祉法人は、公益性が高いことから現況報告書及び財務諸表の公表が義務となっており、市のホームページからも閲覧できるようにしています。現在取組がされている国の社会福祉法人制度改革においては、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、社会貢献活動の責務等についても議論がされており、今後、関係法令等が整備されるのに従い、市が行う監査業務の強化を図ります。

(7) 安心してサービスを利用できるための経済的支援の充実

安心して医療を受けられ、必要な福祉サービスを利用することができ、就園や就学など教育を受ける機会を得ることができるよう、制度ごとに対象者を定め経済的支援を行います。

【経済的な支援となる主な制度】

- ① 子ども医療費助成制度
- ② 私立幼稚園児保護者補助金及び就園奨励費補助金制度
- ③ 小中学校就学援助費支給制度
- ④ 高等学校等学習支援金支給制度
- ⑤ 老人医療費一部負担金相当額等一部助成制度
- ⑥ 高齢者居宅サービスに係る利用者負担額の助成制度
- ⑦ 通院困難者タクシークーポン券事業（高齢者）
- ⑧ はり・きゅう・マッサージクーポン券事業（高齢者）
- ⑨ 重度障がい者医療費助成制度
- ⑩ 重度障がい者福祉タクシー料金助成制度



(1) 安心・安全な住まいの充実

【今後の方向性】

- ① 市営住宅においては、建替えに際して車いす対応住戸を供給するとともに、加齢や病気等による身体機能の制限の状況に応じて、低層階やエレベーター停止階への住み替えを可能とするなど、安心して住み続けるために支援しています。
- ② 高齢者や障がいのある人で身体機能の低下などにより住宅の改造が必要な場合に、世帯を対象に住宅のバリアフリー化等の改造工事費用への一部助成を引き続き行っています。（介護保険で非該当と認定された方でも、障がいの程度によっては助成しています。）

(2) 安全でバリアのない交通環境・まちづくり

【今後の方向性】

- ① 障がいのある人、高齢者、子どもをはじめ、あらゆる人が不自由なく安心して移動でき、社会に参加できる環境の整備に努めるとともに、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づいた、福祉のまちづくりを進めていきます。
- ② 「吹田市交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅から周辺の公共的な施設までを結ぶ特定経路について、歩道等のバリアフリー化事業を実施しています。
- ③ カーブミラー、路面標示、横断防止柵など、市道における交通安全施設等の整備を進めます。
- ④ 「違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、歩行者の通行の妨げとなっている違法駐車の一掃に向け、啓発等に取り組みます。
- ⑤ 学校や地域などにおける交通安全教育を推進し、自転車利用者のマナー向上など、交通安全意識の啓発に努めます。
- ⑥ 公共交通機関の不便な地域における移動手段の確保等を目的として運行しているコミュニティバスについて、利用者のニーズ把握に努め、利便性の向上を目指します。

(3) 生涯学習・生涯スポーツの振興

【今後の方向性】

- ① 生涯学習、スポーツ活動は、楽しみ、打ち込むことで充実感や達成感などを得ることができ、生活に潤いを与えてくれます。活動を通じて人と人との交流が、世代や地区等を越えて生まれます。様々な人との交流は、相手を知り、思いやり、助け合うという関係づくりのきっかけになります。地域福祉を推進するためにも、生涯学習、スポーツ活動を支援していきます。
- ② 生涯学習吹田市民大学や各地区公民館文化祭などから、市民センターや市民ホール、地区公民館等で行う勉強会や発表会等まで、様々なかたちの生涯学習活動を推進していきます。
- ③ 地区公民館の講座などの事業と地域福祉活動との連携を強め、専門知識を持った職員を活用して、介護や認知症などに関する講座や研修の機会を充実するとともに、地域住民参加型の健康づくり教室や福祉ボランティア活動に関する学習活動の促進を図ります。
- ④ 心身のリフレッシュ、健康の保持・増進と生活習慣病の予防や改善のために、また、高齢者にとっては介護予防にもつながるよう、生涯スポーツに取り組める環境を整備していきます。

(4) 働く場所と働きやすい環境づくり

【今後の方向性】

- ① 「JOB ナビすいた」では、市内在住・在勤・在学の全年齢の求職者を対象に、個々の事情に応じた相談から、就職に向けたスキルアップ等の支援、地域の求人情報の紹介まで、ワンストップでサービスを提供しています。「JOB カフェすいた」のコーナーでは、求人情報や関係図書の閲覧、パソコンの利用ができます。情報量や利用しやすさなどにおいて、充実を目指していきます。
- ② 広域的な求人情報の紹介等において、ハローワーク（公共職業安定所）など関係機関と連携を図っています。特に障がいのある人、ひとり親家庭等の人、高齢者、中高年齢者、若年者、生活困窮者などを対象に雇用及び就労の支援を行います。
- ③ 就労困難な求職者に向けて、就職に役立つ技能及び知識を身につけるための就労支援講座を実施します。
- ④ 高齢者においては、働く場であり、生きがいづくりの場でもある就業を支援するため、シルバー人材センターの事業の充実に努めます。

- ⑤ 保育、教育、介護など、また、ボランティア活動や地域福祉活動など、生活の中で多様な活動が可能となるよう、労働時間の短縮や年次有給休暇、育児休業、看護休暇、介護休業、ボランティア休暇等の普及と取得推進について広く啓発していきます。

(5) 地域に密着した商業振興

【今後の方向性】

- ① 商業施設は、市民の日常生活に必要な商品の提供だけでなく、コミュニティの場としての一面があります。文化、健康、福祉などのサービスや情報を提供したり、商店街の一角に交流スペースや市民生活を支える施設等を設置するなど、商店街のコミュニティ形成機能を生かした取組や、商業者と地域住民との連携による商店街を核としたコミュニティ活性化のまちづくりを支援します。
- ② 高齢者も障がいのある人も子育て中の人でも安心して買い物ができるよう、休憩コーナーなどのオープンスペースの設置やバリアフリー化等の環境整備について支援を進めます。
- ③ 体が不自由であったり、高齢であったりの理由で外出が困難な方が安心して買い物をし、日常生活を送ることができるよう、配達代行や移動店舗などについても事業者働きかけていきます。



第5章

基本的な施策

施策の柱5

第6章

地域福祉計画の推進に 向けて



第6章

地域福祉計画の推進に向けて

(1) 市民参画による計画の推進

- ① 地域福祉計画の策定や、地域福祉の推進について調査審議を行うため、吹田市地域福祉計画推進委員会を設置しています。同委員会は公募による市民委員や社会福祉を目的とする団体の代表者などから構成されています。定期的に同委員会の会議を開催し、計画の取組状況等について意見をいただきます。
- ② 地域福祉計画の進捗状況について、必要に応じて福祉関係団体等に意見や評価を求め、計画推進の参考とします。

(2) 行政の推進体制、進捗管理等

- ① 地域福祉計画に関して市が行う施策の調整等を行い、また、施策の方向の確認や修正を行うために、庁内の各部局の代表者で組織する庁内推進委員会を設置しています。この委員会において計画の進捗管理を行い、地域福祉計画を総合的かつ計画的に推進していきます。
- ② 様々な分野において地域の方との協働による地域福祉を推進するため、庁内の関係部局と横の連携を図り、各事業における地域福祉の視点からの取組を働きかけます。また、広く職員を対象とした研修を行い、地域福祉への意識向上を図ります。